誓　約　書

私は、和歌山マリーナ船舶保管施設の使用にあたって、下記の事項を遵守することを誓約します。

　なお、下記事項の違反により、施設使用の許可を取り消され、当該施設から退去を命ぜられたときは、直ちにその命令に従います。

記

1　和歌山県マリーナ条例及び和歌山マリーナ条例施行規則、並びにその他船舶を運航するため必要となる関係法令等を守り、管理者の指導及び指示に従います。

2　施設の使用にあたっては、他の船舶やマリーナ施設に損害を与えることのないよう十分注意いたします。

3　地震、津波、高潮、突風及び台風等の天変地異や第三者の行為による類焼、その他これに類する不可抗力等により発生した損害については、いかなる場合も管理者等に対し、何等の異議及び苦情の申出並びに賠償の請求を行いません。

4　第三者に損害を与えた場合は、自己の負担において賠償いたします。又は、マリーナ内の施設を損傷し、又は汚損したときは、直ちに管理者に届け出るとともに、指示に従い自己の責任・負担において原状回復を行います。

5　使用期間が満了した場合、または使用許可期間中に使用を取りやめた場合等は、船舶及び係留ロープ等について、自己の責任において速やかに撤去いたします。

6　航行区域及び航行時間等に留意し、漁業活動の妨げや周辺住民に迷惑となる行為を行いません。

7　保管施設を使用する権利は、他人に譲渡し、若しくは担保に供しまたは転貸しません。

8　発生したゴミ等は自ら必ず持ち帰ることとし、環境の美化を図ります。

9　施設内での営業行為を行いません。

10　台風等の緊急時や管理者が必要と認めた場合の私が所有する船舶への立ち入り及び応急措置等に対し、何等の異議及び苦情の申出を行いません。

11　施設使用許可申請書等の内容が事実と相違するとき又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）に該当する場合は申請の無効及び取り消しをされても異議ありません。

　令和　　　年　　　月　　　日

和歌山県知事　様